

寒河江川土地改良区たより

2020/令和2年 10/15 No.38



水士里ネット寒河江川
(土地改良区の愛称です)

土地改良区の概要
受益面積：3,116ha
組合員数：3,991名

CONTENTS

理事長あいさつ	2
第41回臨時総代会	3
令和元年度決算報告	4
令和元年度財産目録・貸借対照表総括表	5
令和元年度実施土地改良事業	6
令和2年7月28日豪雨被害報告	7
土地改良区からのお知らせ	8

水 土 里

MIDORI

水は農業用水、地域用水を
土は土地、農地、土壌を
里は農村空間や農家・非農家などの
生活空間を表現しています。



平常時の様子

最上川より取水する新堰頭首工（寒河江市松川地内）
令和2年7月28日豪雨時撮影

※点線が浸水範囲 最上川の水位8.0m上昇

臨時総代会を開催

あいさつ



理事長
國井敏夫

総代の皆様には、新型コロナウイルス感染症防止対策に伴う新生活及び7月に入り連日の雨（豪雨）によって、農作業をはじめ、他の仕事も思うように進まない中の大変お忙しいところ、第41回臨時総代会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

先日の27日夜半から28日午後5時にかけての豪雨によって、寒河江市・河北町とも甚大な災害となり、当土地改良区管内でも大変な被害が発生しました。現地見聞並びに災害復旧対応などで、非常にご公務ご多忙のところご出席を賜っております、寒河江市佐藤市長様、河北町森谷町長様には心より厚く御礼を申し上げます。また、各課長様にも、ご来賓としてご出席いただいております。寒河江市、河北町からは、常日頃より土地改良区の事業運営全般にわたり、特段のご配慮とご指導を賜っておりまして、改めて感謝と御礼を申し上げます。

今年に入って、世界中に蔓延しいまだに勢いが止まらない新型コロナウイルス感染症ですが、日本でも29日には一日での感染者が1,260人と拡大しており、これまでの感染者数は3万3,400人、世界では1,500万人を超える感染者数が報告され、非常に脅威であります。油断することなく感染防止に努めましょう。

しかし、世の中ただ悪いことだけではありません。コロナは国民の皆さんに考える時間をくれました。密の都市から地方に、出身地に移住（転出）したいとネット等でのコメントも見受けられます。また、自分たちの命と食を守ろうという機運も高まりつつあります。「国内の農家を守ってこそ、日本の家庭は守られる。農家の生活を保障すると人間の命も保障できる。今は農家の生活が保障されていない。」今、輸入品よりも国産品が売れているとの情報もあり、国産志向が購買行動にも表れてきており明るい兆しも見え始めています。これを機に安心安全な国産の食を支え、国民の命を守る強固なネットワークが生産者と消費者の間にできればと願うものでございます。

一方で自然災害であります。国では度重なる自然災害対応として、2年前に防災減災の特別予算を組んで対応していただいておりますが、全国的に復旧する間もなく更に規模の大きい災害が発生しているのが現状です。災害は毎年やってくるが通常用語になってしまうようで、非常に残念であります。管内でも昨年を振り返っただけで6月5日の突風・降雹・豪雨災害、6月18日の山形県沖の地震災害、10月の台風19号の被害と記憶に新しいと思われれます。今年の1月、2月は特にかつてない降雪の少なさで田植え時期が心配されましたが、「掛け流しをしないように」、「水路にゴミを投げないで」、「危ないので水路に近づかないように」の広報について行政とJAさんのご協力により、ポスターの掲示と回覧による組合員・地区民に周知したこと、堰守・管理人の皆さんによるきめ細やかな水管理対応によって、比較的順調に推移できました。

さくらんぼについても、コロナの影響で価格がどのようになるか心配されましたが、高値推移から持合でよかったかと見ております。しかし、さくらんぼ時期の終盤から今回の豪雨に至るまで連日のように雨が降り続いたことで、平成25年7月18日から19日までの豪雨災害時よりも、非常に大きい災害に見舞われました。

このたびの豪雨災害によって、農作物、施設などが被害に遭われました組合員の皆様に心からお見舞いを申し上げます。市、町のご指導をいただきながら、皆様と共に復旧に向けて取り組んでいきたいと思います。また、地域と農業団体が一体となった支援活動についても行政指導をお願いいたします。

現在の被害状況は、農作物の冠水（水稻、さくらんぼ、もも、ラフランス、枝豆、大豆、野菜など）、当土地改良区が管理する施設では、昭和堰頭首工ゴミ取り網場断絶損傷、建物・設備の浸水被害（下釜排水機場・新山堰揚水機場・新吉田揚水機場の3箇所）、農道、用・排水路の決壊、法面の崩落・崩壊、土砂堆積等が10箇所、増水や土砂崩れによりまだ確認できないところもございますので、これから更に被害箇所は増えていくと思われれます。状況が確認できましたら、いち早く、県・市・町に報告し、復旧対応について協議をさせていただきたく存じますので、何卒よろしくお願いたします。

冠水した農作物の管理、長雨と日照不足による病虫害の発生も非常に心配されます。積極的な指導体制もよろしくお願申し上げます。そして、あの時は大変だったけど、みんなで頑張っってよい出来秋を迎えられたと言えるように、当土地改良区も、役職員一丸となって誠心誠意頑張りますので、総代の皆様をはじめ、組合員の皆様の絶大なるご支援・ご協力をお願い申し上げます。

首長の皆様には重ねてのお願いで申し訳ございませんが、いち早く災害復旧に取り組めるように一点のみのお願いであります。これらの対応により、寒河江市・河北町が元気を取り戻し、更に光りを発信することができると思うからです。どうぞよろしくお願申し上げます。

この後、当土地改良区職員として長年勤務され、このたび定年により退職されました職員の功労者表彰を行いますのでよろしくお願いたします。渡邊明弘さんであります。4月から引き続き嘱託職員の専門員として勤務いただいておりますことを報告いたします。

本日の提出議案は、令和元年度決算について1議案、令和2年度補正予算を含む5議案について提出いたしますので、十分ご審議を賜りましてご承認くださいますようお願い申し上げます。あいさつといたします。

第41回

7月31日、ホテルシンフォニー本館において第41回臨時総代会が開催されました。来賓として、寒河江市佐藤市長、河北町森谷町長、寒河江市農林課門口課長、河北町農林振興課増川課長のご臨席をいただきご祝辞を頂戴いたしました。また、議長に高松地区の伊藤篤氏を選任し、令和元年度決算関係書類及び令和2年度収支補正予算書等6議案が上程され、慎重審議の結果原案通り議決決定されました。



議長
高松地区
伊藤 篤氏

令和元年度

総認第4号 令和元年度決算関係書類の承認について
監査報告書

令和2年度

総議第18号 令和2年度県営北谷地地区農業競争力強化基盤整備事業の借入金について

総議第19号 土地改良施設維持管理適正化事業の変更加入について

総議第20号 令和2年度一般会計収支補正予算について

総議第21号 令和2年度事業特別会計収支補正予算について

総議第22号 付帯決議について



佐藤寒河江市長



森谷河北町長

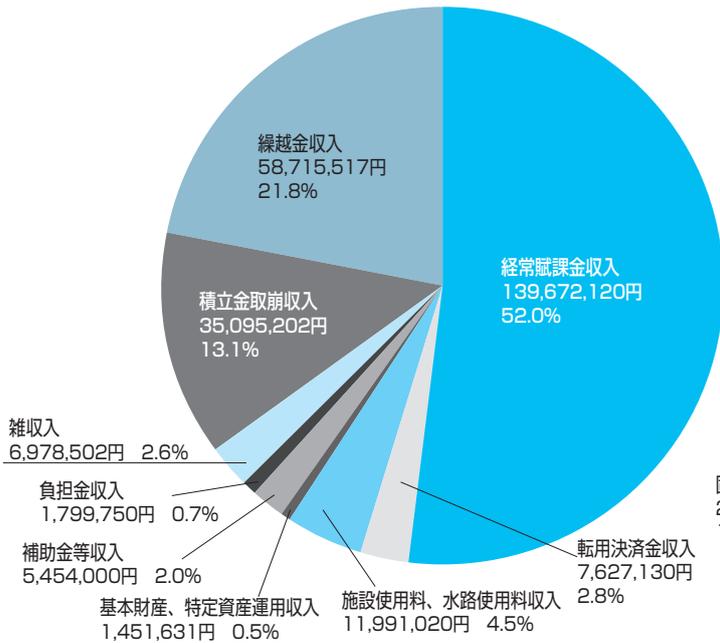


議決決定の様子

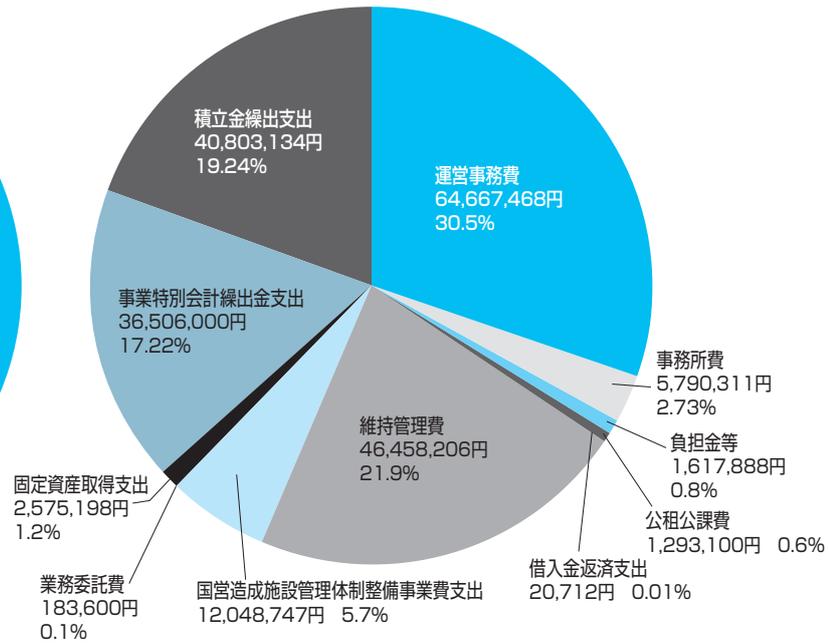
令和元年度 決算報告

一般会計	収入合計	268,784,872円
	支出合計	211,964,364円
	差引残額	56,820,508円 (次年度へ繰越)

収入

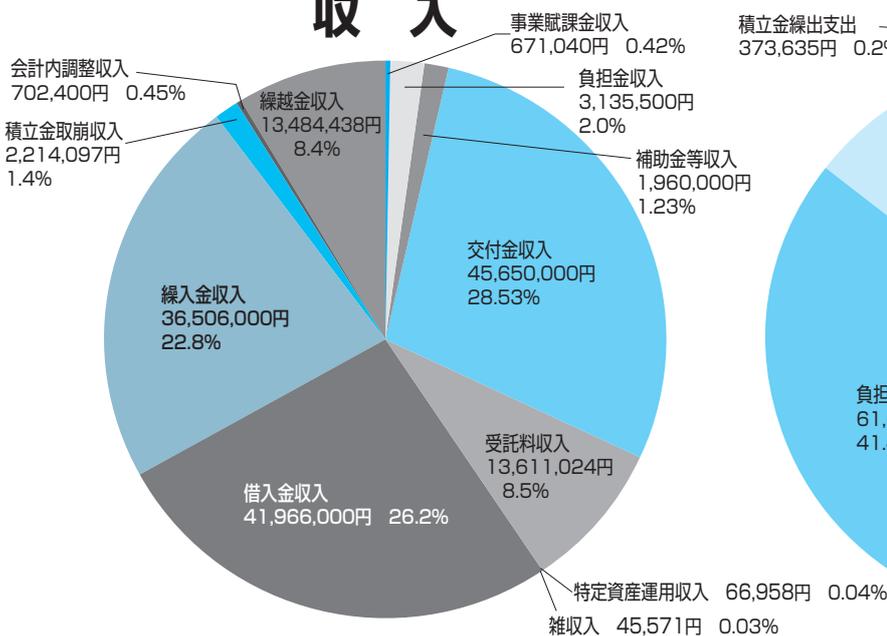


支出

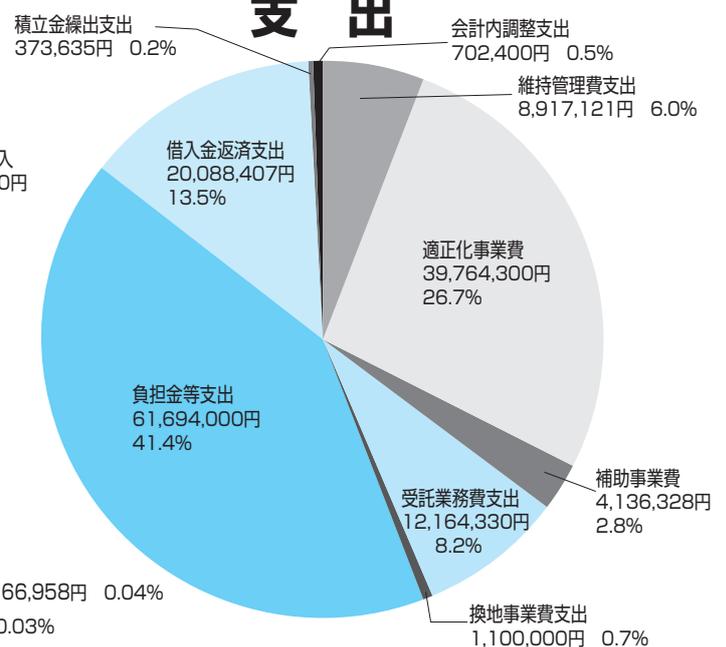


事業特別会計	収入合計	160,013,028円
	支出合計	148,940,521円
	差引残額	11,072,507円 (次年度へ繰越)

収入



支出



財 産 目 録 (令和2年3月31日現在)

単位 (円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金		未払金	2,217,186
現金	130,000	預り金	694,358
普通預金	46,561,481	未払消費税	667,000
当座預金	139,936	借入金	48,166
未収賦課金等	1,056,620	短期借入金	21,000,000
短期未収金	44,805,943	固定負債	
前払金	215,365	役員退任慰労金引当金	1,374,895
固定資産		職員退職給与引当金	17,105,280
有形固定資産	323,260,130	転用決済金引当金	75,846,938
無形固定資産	83,214,634	国営負担引当金	401,616,186
その他固定資産		日本政策金融公庫借入金	134,492,583
基本財産	683,469,469	適正化事業拠出金未払金	2,910,000
特定資産	987,752,806	平田地区転用決済金引当金	402,492
その他資産	7,413,094	引竜地区転用決済金引当金	13,456,207
資産合計	2,178,019,478	負債合計	671,831,291
		正味財産合計	1,506,188,187
		負債及び正味財産合計	2,178,019,478

貸借対照表総括表 (令和2年3月31日現在)

単位 (円)

科 目	一般会計	事業特別会計	内部取引消去	合計
I 資産の部				
1 流動資産				
現金及び預金	40,437,430	6,393,987		46,831,417
未収賦課金	677,300			677,300
未収水路使用料	108,750			108,750
未収施設使用料	270,570			270,570
短期未収金	6,541,099	38,264,844		44,805,943
前払金	162,697	52,668		215,365
他会計貸付金	32,500,000		△32,500,000	
2 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物及び附属設備	2,801,762			2,801,762
所有土地改良施設	269,389,267	10,592,474		279,981,741
土地改良施設用地等	37,094,774			37,094,774
機械及び装置	1,223,697			1,223,697
車両運搬具	1,839,874			1,839,874
器具備品等	318,282			318,282
(2) 無形固定資産				
受託土地改良施設使用収益権		71,377,798		71,377,798
地上権	11,587,626			11,587,626
ソフトウェア	249,210			249,210
3 その他固定資産				
基本財産	683,469,469			683,469,469
特定資産	909,572,496	78,180,310		987,752,806
その他資産	7,413,094			7,413,094
資産合計	2,005,657,397	204,862,081	△32,500,000	2,178,019,478
II 負債の部				
1 流動負債				
未払金	1,078,194	1,138,992		2,217,186
預り金	694,358			694,358
未払消費税	667,000			667,000
仮入金	48,166			48,166
短期借入金	21,000,000			21,000,000
他会計借入金		32,500,000	△32,500,000	
2 固定負債				
役員退任慰労金引当金	1,374,895			1,374,895
職員退職給与引当金	17,105,280			17,105,280
転用決済金引当金	75,846,938			75,846,938
国営負担引当金	401,616,186			401,616,186
日本政策金融公庫借入金		134,492,583		134,492,583
適正化事業拠出金未払金		2,910,000		2,910,000
平田地区転用決済金引当金		402,492		402,492
引竜地区転用決済金引当金		13,456,207		13,456,207
負債合計	519,431,017	184,900,274	△32,500,000	671,831,291
III 正味財産の部				
1 指定正味財産				
2 一般正味財産	1,486,226,380	19,961,807		1,506,188,187
正味財産合計	1,486,226,380	19,961,807		1,506,188,187
負債及び正味財産合計	2,005,657,397	204,862,081	△32,500,000	2,178,019,478

令和元年度に実施した主な土地改良事業

寒河江川下流地区基幹水利施設管理事業

事業費 9,001,300円

昭和堰頭首工、高松堰頭首工、昭和堰幹線用水路、中央管理所の維持管理について、日常管理部門の操作点検業務を山形県より管理受託し、草刈や設備点検等の適切な管理を行いました。

国営造成施設管理体制整備促進事業 (管理体制整備型)

事業費 11,310,000円

農業水利施設の持っている多面的機能の発揮、安全管理の強化等について、非農家と一体的な取り組みを推進し、通常維持管理の強化及び管理体制の整備を実施しました。

県営谷地堰地区水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)

繰越明許事業費 87,613,500円
 当年度事業費 6,252,000円
 合計事業費 93,865,500円

谷地堰サイフォンL \parallel 2,960mの長寿命化を図るため、平成24年度に事業着手してから8年目を迎えました。本年度は、平成30年度からの繰越明許予算と合わせて、用水管の管更生工事(L \parallel 264.35m)及び物件調査業務を実施しました。

県営寒河江南部地区農地防災事業 (農村災害対策整備事業)

繰越明許事業費 174,120,000円
 当年度事業費 11,634,200円
 合計事業費 185,754,200円

老朽化した新堰用水隧道を補強することにより、農地及び家屋への被害を未然に防止し、安定水利を確保するため、平成25年度に事業着手してから6年目を迎えました。本年度は、平成30年度からの繰越明許予算と合わせて、立杭工事(1か所)、仮設道路工事(L \parallel 260m)、並びにトンネル底盤コンクリート工事(L \parallel 443.7m)を実施しました。

県営平田地区農村地域防災減災事業 (ため池整備事業)

繰越明許事業費 190,300,000円
 当年度事業費 13,260,000円
 合計事業費 203,560,000円

築堤後55年以上経過し老朽化した平田ため池の堤体を改修することにより、下流域の人家や公共施設等に被害を及ぼす災害の発生を未然に防止するため、平成28年度に事業着手してから4年目を迎えました。本年度は、平成30年度からの繰越明許予算と合わせて、工事用道路工事(L \parallel 127.5m)を実施しました。

県営北谷地区農業競争力強化 基盤整備事業(農地整備)

繰越明許事業費 27,390,000円
 当年度事業費 24,862,000円
 合計事業費 52,252,000円

北谷地地区(吉田・新吉田)の地域農業の確立、先行き不安の解消、耕作放棄地の防止等を図るため、農地条件の均一化、並びに農地集積及び面的集積を進める農地整備事業を平成26年度に着手してから6年目を迎えました。本年度は、平成30年度繰越明許予算と合わせて、新吉田地域の仕上げ整地工事(A \parallel 27.8ha)、馬場地内排水路溝畔整備工事(L \parallel 225m)を実施しました。

県営引竜地区農業競争力強化 基盤整備事業(農地整備)

繰越明許事業費 230,888,000円
 当年度事業費 16,728,000円
 合計事業費 247,616,000円

引竜地区は、北谷地地区の第2地区として、農業用水安定化を図るための用水路整備、小区画から大区画への区画整理、畑地化対策としての地下かんがい工事等による農地条件の均一化、並びに農地集積及び面的集積を進める農地整備事業を平成29年度に着手してから3年目を迎えました。本年度は、平成30年度の繰越明許予算と合わせて、仲之崎地区区画整理工事(A \parallel 3.8ha)と童子地内区画整理工事(A \parallel 9.1ha)、仲之崎地区一時指定利用に係る換地業務、山口第1号幹線用水路整備工事(L \parallel 72.7m)、童子地内地下排水路整備工事(L \parallel 147.8m)を実施しました。

土地改良施設維持管理適正化事業

合計事業費 29,618,600円

土地改良施設の機能向上・機能回復等を図るため、大堰地区は谷地堰幹線用水路白山堂除塵機の整備補修工事(事業費 \cdot 21,415,900円)、寒河江地区は二ノ堰幹線用水路土砂浚渫工事(事業費 \cdot 4,180,000円)、二ノ堰幹線用水路三条除塵機整備補修工事(事業費 \cdot 4,022,700円)を実施しました。

土地改良区単独事業(浚渫・草刈り・清掃)、維持工事

国営造成施設管理体制対象施設以外の幹線排水路等の土砂浚渫及び施設の剪定や除草等の作業を実施しました。また、幹線、準幹線排水路等施設の維持工事について、200万円未満の小規模なものについては、区営にて実施しました。

令和2年7月28日豪雨被害報告

停滞する梅雨前線や低気圧の影響により、7月27日から28日にかけて記録的な豪雨が県内各地を襲いました。当土地改良区管内でも、中央管理所（事務所隣）の雨量計で24時間の累計雨量が過去最大となる172.5mmを観測（7月の月間降水量545mm ※例年比2～3倍）、この豪雨災害によって、土地改良施設の浸水・土砂流入・法面崩落や農地の冠水・土砂堆積等の甚大な被害が発生しました。この災害を含めて7月の一連の大雨による被害について、政府は8月25日に激甚災害として正式決定をしております。

土地改良区では、災害発生当日の現場確認及び翌日からの現場対応と調整、また、関係機関との協議を進めながら役職員一丸となって日夜早期復旧に向けた対応を行っております。

引き続き、被災箇所の完全復旧実現のため、国・県・土地連等の指導を仰ぎながら、寒河江市・河北町と緊密に連携を図り、災害復旧工事に尽力してまいりますので、組合員の皆様の一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

土地改良区管内豪雨被害の様子



昭和堰幹線用水路 土砂堆積



下釜排水機場 浸水



下釜排水機場 内部状況



溝延地区農地 土砂流入



溝延地区農地 土砂堆積状況



新堰頭首工 護岸天端洗掘



丸山堰幹線用水路 法面崩落



上野幹線排水路 法面崩壊



中郷地区用水路 法面崩落、土砂流入

こんなときは土地改良区に届出を!!

公共機関(市町・法務局等)で手続きを行っても、土地改良区に届出がなければ、土地台帳等の移動・修正はなりません。必ず忘れずに届出をお願いします!!

事由	申請書の種類	注意点
農地の取得・喪失があったとき 死亡・相続・農業者年金受給のとき 農地の貸借があったとき	組合員資格得喪通知書 口座振替依頼書	農地法・農業経営基盤強化促進事業による貸借も耕作権移動の対象になりますので、借り手が賦課対象となります。
地目を変更したとき	地目変更届	登記地目が変更されてからの申請が必要です。
農地を転用するとき 公共事業で買収があったとき 農用地外に農地を変更するとき	農地転用意見書交付願 地区除外申請書	農地転用は、各農業委員会に事前に相談をお願いします。土地改良区と協議が整ったもの以外は受付処理できませんのでご了承ください。 農地転用の申請は、毎月5日が締日となっておりますので、早めの提出をお願いします。 地区除外がある場合は、決済金が発生します。
居住地を変更したとき	住所変更届	
寒河江市で下水道許可区域外で 浄化槽を設置したいとき	排水利用承認申請書	寒河江市設置型合併浄化槽申請地域は、市下水道課への相談が必要になります。
河北町で浄化槽を設置したいとき	施行承認願 確約書	土地改良区への相談が必要です。
土留め工事をしたい 水路に橋を取り付けたい 工事等で農道を利用したいなど	施行承認願	土地改良区への相談が必要です。
①浄化槽を廃止したとき ②使用者が変わったとき	①水洗便所(中止・廃止)届 ②水路使用料名義変更届	下水道へ変わったときは、届出が必要です。

※「決済金」の趣旨は、残存農地が将来過重負担にならないように土地改良法第42条及び地区除外処理規程により、事業負担金及び長期負債借入金ならびに施設の管理費等の負担額について一時払いをもって決済していただくものです。
手続きがない場合は土地原簿から除外されることなく、そのまま賦課されますので必ず届出をお願いします。

注意!! 滞納賦課金は新資格者の負担

土地改良区内の農地を売買するとき(競売を含む)や組合員の資格を交代する場合にその土地に滞納賦課金があると、その納入義務は、土地改良法第42条第1項の規定により、新しい資格者に生じます。資格取得の際は、その後のトラブルを避けるためにも、必ず土地改良区で滞納賦課金について確認されるようお願いいたします。

= 不法投棄は重大な犯罪です =

近年、ゴミを不法投棄する人が後を絶ちません。捨てられたゴミは水路の流れを阻害し、下流での用水不足や越水の原因になります。また、除塵機のスクリーンに投棄物が詰まり、故障を引き起こした事例も発生しております。ゴミの不法投棄による処分費用及び施設の補修に係る費用は、全て組合員の賦課金で賄っており、年々増加傾向にある状況です。

絶対にゴミは捨てないよう皆様のご協力とお声かけをお願いいたしますとともに投棄者を発見しましたら、最寄りの警察署へ通報するか、市・町、土地改良区へご連絡をお願いします。

なお、ゴミを不法投棄した者は、法律により「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこの併科」に処され、厳しく罰せられます。



家庭ゴミが詰まり、マスから溢水した様子
(寒河江市菖蒲沼地内)

編集・発行

寒河江川土地改良区

TEL.(0237)86-5112 FAX.(0237)86-0474 山形県寒河江市字中河原222番地の2
E-mail:sagae-r4@cpost.plala.or.jp http://www.sagaegawa.com/